

# ウイルス感染症拡大防止に対する 取り組み及びお客様へのお願い

## お客様各位

平素はアートホテル弘前シティをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当ホテルでは、新型コロナウイルスによる感染拡大の状況を踏まえ予防策を講じております。  
安心してご滞在いただけるよう、お客様ならびに従業員の健康と安全を考慮し、以下の取り組みを行なっております。

## ■フロントでの取り組み

- ・飛沫によるウイルス感染防止を目的にフロントにアクリル板などを設置
- ・接客時にお客様との間に一定の距離を保つ
- ・密度低減のため、フロントでの同時受付数を削減し、お客様ならびに従業員においても、隣との距離を保つ
- ・ボールペンやデスクマットなど、フロント備品の都度消毒の実施
- ・お客様が滞在中に 37.5 度以上の発熱または風邪に似た症状、呼吸器症状（咳など）の発症を申し出られた場合、速やかに保健所へ連絡し、保健所の指示の下、適切な対応を実施
- ・医療機関での受診を希望したお客様に、医療機関の紹介などを支援

## ■客室での取り組み

- ・客室内の除菌清掃
- ・客室内スリッパの除菌清掃
- ・客室の都度換気

## ■レストラン・ラウンジ・宴会施設など館内施設での取り組み

- ・施設内にアルコール消毒液を設置
- ・施設の定期的な換気
- ・一定の距離を保つ席配置や人数・時間制限など、密度低減を図る工夫
- ・必要に応じ休業、または縮小営業、各種イベントの休止
- ・料理のトング、箸、サーブスプーン、レードルなどを定期的に交換

## ■館内共用部での取り組み

- ・手すり、ドアノブ、エレベーターのボタンなど、不特定多数の人が直接手を触れる場所や物品の頻繁消毒
- ・トイレへの消毒液設置

## ■従業員における取り組み

- ・手洗い、アルコール消毒、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・毎日の検温管理

## ■お客様へのお願い

- ・手洗い、アルコール消毒、咳エチケットの徹底へのご協力をお願いいたします。
- ・チェックイン時、宿泊者全員に非接触型体温計による検温へのご協力をお願いいたします。
- ・チェックイン時に、身分証明書による宿泊者全員のご本人確認へのご協力をお願いいたします。

〈本人確認に必要な書類〉※ Go To トラベル事務局 HP 「Go To トラベル事業の利用者に対する本人確認の実施について」  
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/info/2020082503.html>



QR から読み取り可能→

- 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び住所、写真が確認できる書類  
例) マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海拔免状等国家資格を有することを証明する書類  
障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等

- ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能

- ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※ 中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

- 書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することとする

- ・保健所が行なう疫学調査などの宿泊者に関する状況把握に協力を行なうため、宿泊者名簿への正確な情報記入にご協力をお願いいたします。
- ・発熱かつ呼吸器症状（咳など）の発症時には必ずフロントにお申し出ください。
- ・Go To トラベルキャンペーンをご利用のお客様は、「Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項」をお守りくださいますようお願いいたします。

- 「Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項」はこちら

<https://goto.jata-net.or.jp/#alert>

QR から読み取り可能→



- ◆ 観光庁より若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましいとの発表がございました。該当するご旅行に際しましては着実な感染防止対策を講じていただき、適切に実施されるよう、お願い申し上げます。

## ART HOTEL

HIROSAKI CITY